

島根県知事
丸山 達也 様

令和7年度
予算編成及び施策に関する要望



(隠岐の島町：壇鏡の滝)

令和6年9月
島根県町村会

平素から町村行政の推進と本会の運営に対して格別のご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

中国地方は平年より16日遅い6月22日に梅雨入りし、梅雨前線の影響で7月2日には県西部で、また、7月9日には県東部において観測史上最大の降雨量を記録する大雨に見舞われました。幸い、人的被害はなかったものの道路の崩落で孤立地区が発生するなど、大きな被害をもたらしました。県におかれては、被災地への災害救助法の適用や崩落した県道の機能確保など迅速な対応をしていただき、敬意を表します。

引き続き住民の生命と財産、日常生活の安全・安心がしっかり確保できるよう、災害復旧事業や防災・減災・国土強靱化関連事業への手厚いご支援をお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の終息により、社会経済活動が再開し、本県を訪れる観光客の数もコロナ前の水準に戻りつつあります。

一方、国全体の人口動向は、コロナ禍で増えつつあった田園回帰の動きが鈍化し、再び東京圏の転入超過が拡大し始めています。また、6月に発表された2023年度の合計特殊出生率は、全国が1.20、島根県が1.46と、いずれも過去最低となる深刻な数値でした。

こうした中、中山間地域や離島においては、地域交通や医療・介護・福祉、建設業など、社会経済活動のあらゆる分野で人材の確保が困難となっており、労働条件の見直しやコロナ期に潜在的に進行していた

就業構造の変化に伴う課題が、一挙に顕在化している状況にあります。

加えて、昨今のエネルギー価格や物価高騰は、住民生活はもとより、町村の行財政にも大きな影響を及ぼしています。我々、町村としても住民の日常生活の不安解消に努めながら、地方創生や少子化対策に向け、一層の努力が求められているものと認識しています。

しかしながら、県内町村のほとんどが、中山間・離島など条件不利地域に立地しており、財政基盤も脆弱です。

今後とも、デジタルを活用した地域振興、人口減少対策をはじめ医療、公共交通、買い物機能の確保、さらには災害復旧やインフラ更新など、住民が安心して暮らせる基盤づくりのためには、国による手厚い財政支援措置や、県による地域の実情を踏まえた諸施策の推進が不可欠です。

つきましては、令和 7 年度の予算編成と今後の施策展開について、実現していただきたい事項をとりまとめましたので、県内町村を取り巻く実情を御賢察いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

令和 6 年 9 月 2 日

島根県町村会長 池田 高世偉

I 令和7年度予算編成及び施策に関する要望項目(令和6年9月実施)

1. 地方創生の更なる推進について

- (1) 東京一極集中の抜本的是正
- (2) 地方創生推進財源の確保
- (3) 県版総合戦略「第2期島根創生計画」の積極的な展開
- (4) 地域公共交通確保対策
- (5) 労働力不足対策
- (6) 「特定地域づくり事業推進法」への対応

2. デジタル化施策の推進について

- (1) 行政のデジタル化に対する支援
- (2) 条件不利地域に対する支援

3. 行財政運営に必要な地方税財源等の確保・充実について

- (1) 地方交付税の総額確保
- (2) 地方交付税算定方式の見直し
- (3) 過疎地域の公共施設適正管理推進事業債の財政措置の拡大

4. 万全な経済対策の実施について

- (1) 中小企業・小規模事業者等への支援の拡充
- (2) 物価高騰対策の継続

5. 頻発化する豪雨災害について

- (1) 江の川の治水対策
- (2) 集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興
- (3) 防災・減災、国土強靱化対策の継続

6. 公職選挙制度の見直し・改善等について

- (1) 参議院選挙における合区の早期解消
- (2) 期日前投票所の弾力的な運用

7. 過疎対策事業の円滑な推進について

- (1) 過疎対策事業債の拡充
- (2) 過疎地におけるガソリンスタンドの維持・確保対策

8. 離島、中山間地域における医療体制等の確保について

- (1) 感染症対策の充実強化等
- (2) 医療体制の確保対策
- (3) 医療従事者等の確保対策

9. 国民健康保険の安定運営の確保について

- (1) 国保改革にあたっての課題解決

10. 福祉施策の推進について

- (1) 離島・中山間地域における介護保険制度の充実
- (2) 中等度の加齢性難聴者への補聴器購入費補助制度の創設

11. 農林水産業施策の推進について

- (1) 食料の安定供給の確保
- (2) 農林漁業従事者の収入確保等
- (3) 国際農業交渉に関する適切な対応
- (4) 日本型直接支払制度
- (5) 新たな森林管理システムへの支援
- (6) 水産業の振興対策

12. 有害鳥獣対策の推進について

- (1) ツキノワグマ対策の強化
- (2) 野生鳥獣被害対策の充実

13. 高速道路等の整備促進及び社会資本の整備・老朽化対策の推進について

- (1) 山陰道の早期完成と新たな道路網構想
- (2) 道路整備に必要な予算総額の確保
- (3) 社会資本の老朽化対策の推進
- (4) 道路の安全対策の推進
- (5) 汚水処理施設の整備促進

14. 空き家対策への総合的な取組みについて

- (1) 財政措置の充実強化
- (2) 空き家の有効活用等の推進

15. 竹島の領土権の早期確立・日韓新漁業協定の実効確保等について

- (1) 竹島の領土権の早期確立
- (2) 日韓新漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化

16. 離島への支援について

- (1) 離島振興に向けた特別措置の拡充
- (2) 有人国境離島に対する特別な支援
- (3) 隠岐ユネスコ世界ジオパークに対する支援

17. 海岸漂着ゴミ対策の充実強化について

- (1) 海岸漂着物対策推進のための財政措置の恒久化
- (2) 対岸諸国からの漂着ゴミに関する国家間協議の推進

18. 米軍機による低空飛行及び空中給油訓練の中止等について

- (1) 関係機関への中止等要請
- (2) 国による実態把握と実態の伝達
- (3) 住民負担の軽減

19. エネルギー対策の推進について

- (1) 安定的なエネルギー需給構造の確立
- (2) 再生可能エネルギーの導入促進と地産地消型エネルギーシステムの構築
- (3) 水力発電施設周辺地域交付金制度の充実

20. 教育環境の充実について

- (1) 教育魅力化推進事業の推進等
- (2) 島留学・山村留学等への支援
- (3) 教員の安定的確保と適正な教員配置
- (4) 小中学校における英語教育の充実
- (5) 教員の働き方改革の推進
- (6) 学習環境・指導環境の整備
- (7) スポーツ・文化活動の振興
- (8) 文化財保存活用財源の確保

I 令和7年度予算編成及び施策に関する要望

1. 地方創生の更なる推進について

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するにあたって、各町村が地方創生に向けた取組を継続し、充実強化できるよう、国及び県においては、次の事項について適切な措置を講じることを要望する。

(1) 東京一極集中の抜本的是正

東京一極集中の是正と自立・分散型国土の構築は、国土の災害対応力の強化、感染症拡大リスクの低減等の観点のみならず、コロナ禍を経て東京一極集中が再加速しているなか、地方の人口減少に歯止めをかけるためにも重要な課題であるため、政府機能の移転や企業の本社機能移転を国を挙げてさらに積極的に推進すること。

推進に当たっては、「デジタル田園都市国家構想」等のデジタル技術を活用した地方活性化施策を総動員し、地方への移住・定住、若者や都市住民の田園回帰等の流れを一層加速させること。

また、脱炭素社会の実現やエネルギー安全保障確保の観点から、農山漁村に豊富に存在する再生可能エネルギーを最大限活用し、エネルギーの地産地消、地域循環モデルの構築等グリーン(脱炭素)化による地方活性化施策を推進することで、東京一極集中を抜本的に是正するよう国に働きかけること。

(2) 地方創生推進財源の確保

①各町村が総合戦略に基づいて実施する各種施策が継続的・安定的に行えるよう、国において地方創生推進財源を確保すること。

特に、地方財政計画に計上されている「デジタル田園都市国家構想事業費(地方創生推進費)」の継続拡充を図ること。

②「デジタル田園都市国家構想交付金」については、国において対象事業の要件緩和など、地域の実情に応じて効果的に活用できる自由度の高い制度にするとともに、予算規模の拡大を図ること。

また、交付金に係る地方の財政負担については、「デジタル田園都市国家構想事業費(地方創生推進費)」とは別に、地方財政措置を講じること。

(3) 県版総合戦略「第2期島根創生計画」の積極的な展開

①令和6年度に策定予定の第2期島根創生計画を着実に実施するにあたっては、離島・中山間地域の暮らしを支える「小さな拠点づくり」を積極的に推進すること。

②現状、都道府県、市町村によって異なる子どもの医療費負担につい

ては、自治体の財政力によって格差が生じないよう全国統一的な制度として一律無料化を実施するよう国に働きかけること。

- ③若者定住や UI ターンを促進するためには、居住環境の整備が不可欠である。町村において、定住者の受入に向けた住宅の新築や空き家の改修等がより一層進むよう、「しまね定住推進住宅整備支援事業」の所要額の確保や補助率の嵩上げ、対象経費の拡大、更には実施事業者拡大に向けた広報など、支援制度の更なる充実強化を図ること。

- ④県内町村においては、生産年齢人口の減少による労働力不足の問題にくわえて、女性や若者が希望する雇用の場が不足しており、更なる若年層の人口流出をもたらすという悪循環が生じている。このため、雇用の場の確保対策として、都会地からの企業誘致が有効な手段となるが、市部の大規模自治体と比べ、町村部の小規模自治体においては誘致環境等が不利であり、条件の良い企業の誘致が難しい状況にある。ついでに、県の企業誘致のための各種助成事業における立地認定基準等を緩和するとともに、財政的支援の充実など企業誘致に向けた取り組みを強化すること。

- ⑤人口減少や高齢化が深刻化し、運転免許の返納や地域公共交通の縮小に伴い買い物に行けない高齢者の増加が見込まれる。また、近年地域にある小規模なマーケット等も後継者不足や経営難で維持できなくなり、閉店せざるをえない状況も発生して、買い物弱者がますます増加する懸念がある。このため、県においても他県で実施しているように、5年後、10年後を見据え、事業承継のための店舗購入費、移動販売車購入費・運営費等に対する補助など、早急に中山間地域の買物支援施策に取り組むこと。

(4)地域公共交通確保対策

- ①離島・中山間地域では、買い物や通院など日常生活に必要不可欠な、住民が利用しやすい地域公共交通網を整備・維持することが、喫緊の課題となっている。県におかれては、「島根県生活交通確保対策交付金」により、生活バスや乗り合いタクシーなど町村の生活交通を確保するための支援を行っているが、同交付金については、引き続き十分な予算措置を行うこと。
- ②県内のバス路線では、乗務員不足を理由とした路線の廃止や減便が相次いでいることから、国の補助制度について単価の政策的な引上げを行うなど、交通事業者による人材確保や処遇改善につながる

る見直しをするよう国に働きかけること。

- ③鉄道は沿線の町にとって重要な地域公共交通であることから、地域鉄道を維持するための補助経費や利活用を促進する取組に対し、十分な支援を行うよう国に働きかけること。

また、国において地域の鉄道のあり方について再構築協議会で検討を行う場合には、影響を受ける町村の意見を十分に反映できるものとするとともに、地域公共交通の再構築に関する取組に対し十分な財政措置を確保すること。

(5)労働力不足対策

県内町村においては、若者の県外流出や少子高齢化により、生産年齢人口の減少という問題に直面しており、製造業、建設業、情報産業など幅広い産業で人手不足の状況になっている。

こうした中、デジタル技術を活用しながら

- ① 新規学卒者の県内就職促進
- ② 早期離職の解消
- ③ 専門的スキルを持つ人材の県内企業への UI ターン就職促進
- ④ 「学び直し」の促進による雇用のミスマッチ解消

など、人材確保対策をより一層強化すること。

(6)「特定地域づくり事業推進法」への対応

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」は、過疎地域等において若者の安定的な雇用等を実現し、地域の担い手となる人材確保を図るうえで、重要な役割を果たすことが期待される。

については、未設置町村において、法に基づく諸施策が円滑に実施できるよう、引き続き、事業協同組合の設立・運営に関する相談体制の整備や、町村職員に対する研修・情報提供など、県による指導・支援の充実強化に取り組むこと。

2. デジタル化施策の推進について

デジタル技術を活用して地方の活性化を目指す『デジタル田園都市国家構想』の推進に当たっては、次の事項について適切な措置を講じることを要望する。

(1) 行政のデジタル化に対する支援

① 町村におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に当たっては、小規模町村の財政負担が大きいことから、国において積極的な財政支援を行うこと。

また、町村における専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、県においては現場のニーズを踏まえた人的支援を継続するとともに、国等における研修・教育カリキュラムなど一層充実するよう働きかけること。

更に、町村の情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行については、早期に的確な情報提供を行うこと。

また、それぞれの町村のシステムの整備状況も異なることから、移行期限を含めきめ細やかで柔軟な対応を行うとともに、経費等に関する相談体制を充実するなど、円滑な移行に向けた支援を強化すること。

② ガバメントクラウドへの移行に伴う、ガバメントクラウド利用料については、可能な限り低額に設定するとともに、町村で新たに発生する接続経費、通信回線費等関連する経費についても、従来のランニングコストよりも上昇することのないよう、十分な財政支援を行うよう国に働きかけること。

(2) 条件不利地域に対する支援

条件不利地域を含めた全ての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含む全ての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、国において必要な対策を講じること。また、町村が独自に行うデジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に係る事業の実施に要する経費については、財源の乏しい町村の実情や条件不利地域等のハンディキャップを考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うよう国に働きかけること。

3. 行財政運営に必要な地方税財源等の確保・充実について

次の事項が実現するよう、県が国に対して強力に働きかけることを要望する。

(1) 地方交付税の総額確保

骨太の方針2024を踏まえ、令和7年度の地方財政対策においては、地方財政の極めて厳しい現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引き上げや、臨時財政対策債の廃止・縮減を含めた抜本的な改革等を行う

べきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に地方交付税総額の確保を図ること。

とりわけ、人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため「デジタル田園都市国家構想事業費」、「地域社会再生事業費」を拡充・継続するとともに、物価高騰等による財政需要を的確に反映し、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

(2)地方交付税算定方法の見直し

- ①地方交付税の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ更に配慮した方法に見直すこと。
- ②地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティや消防防災体制の維持等は、町村にとって大きな課題であり、今後交付税算定の見直しを行う場合には、過疎、山村、離島、半島、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別町村の行財政運営に支障を来すことのないようにすること。
- ③町村における森林・林野行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「林野面積」(国有林野面積を含む)や「林道延長」を測定単位とする「森林・林野行政費」を新設すること。

(3)過疎地域の公共施設適正管理推進事業債の財政措置の拡大

公共施設等総合管理計画の個別計画に基づき、公共施設の1)集約化・複合化事業、2)長寿命化事業、3)転用事業、4)立地適正化事業、5)ユニバーサルデザイン事業、6)除却事業を行う場合の充当率を100%、交付税措置率を70%に拡大すること。

4. 万全な経済対策の実施について

エネルギー価格や諸物価の高騰により、住民生活や地域商工業に甚大な影響が生じており、以下の事項について国に対し強力に働きかけていただきたい。

(1)中小企業・小規模事業者等への支援の拡充

- ①コロナ対策に伴う実質無利子・無担保の保証付き融資の返済開始が令和5年5月に本格化したが、経営状況の悪化が続いている事業者にとって非常に大きな負担となっている。
そのため経営の再建や持続性が確保できるよう返済猶予の延長、利子補給の実施、また、返済困難な事業者に対しては債務減免や経営コンサルティングの提供など支援の充実を図ること。

- ②物価高騰対策、後継者対策、賃上げ、インボイス制度や物流問題等への対応など極めて厳しい状況にある地域商工業者に対する金融、税制、各種補助事業等を継続するとともに、その拡充を図ること。
更に、新たな産業の育成、雇用創出に向けた政策や助成金の提供など地域の創業支援策や雇用創出施策を強化すること。

(2)物価高騰対策の継続

原油価格をはじめとする物価の高騰は、住民生活やあらゆる事業者の経営を圧迫し、多大な影響を及ぼしていることから、その対策を自治体に委ねることなく、国が主体的かつ積極的に講じるとともに、地域の実情に応じた対策が実施できるよう、引き続き交付金等の自由度の高い財源を措置するよう国に働きかけること。

5. 頻発化する豪雨災害について

(1)江の川の治水対策

毎年のように浸水被害を受けている江の川の治水対策を加速するため、令和4年3月に策定された「治水とまちづくり連携計画」により、緊急対策特定区間に指定された江の川下流域の17地区が、10年間で重点整備されることになったが、未着手の地区への対策や指定地区以外の内水排除を含めた浸水対策の早期実現を引き続き国に対して強く働きかけること。

(2)集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興

近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、多数の死傷者や河川の氾濫による大規模な浸水、土砂崩れや、道路・橋梁等交通インフラの寸断、油の流出による汚染や倒木による大規模停電等、被害が甚大化している。

このため、被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

特に、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

また、防災・減災対策の実施にあたり、町村では技術系職員が不足しており、復旧事業に支障が生じる懸念があることから、引き続き、国や県による人的支援や民間事業者の活用に対する支援等を強化すること。

(3)防災・減災、国土強靱化対策の継続

令和7年が最終年となる「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の取組を、着実に推進していくことが重要であることから、地方

負担分を軽減する措置を講じ、当初予算を含めて必要な予算を別枠で安定的に確保すること。

併せて、国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、資材高騰等も踏まえ、予算・財源をこれまでを上回る水準かつ通常予算とは別枠で確保し、令和8年以降も継続的に取り組むこと。

加えて、緊急浚渫推進事業についても、河川の氾濫による浸水被害等を防止する上で極めて有効であり、今後も計画的に浚渫を実施する必要があることから、事業期間の延長を図ること。

6. 公職選挙制度の見直し・改善について

公職選挙制度の見直し・改善について、次のとおり要望する。

(1) 参議院選挙における合区の早期解消

我が国が直面する国全体の急激な人口減少や東京圏一極集中及び地方衰退の弊害がこれ以上深刻化しないよう、この国のあり方を考えていくうえでも、国政において多様な地方の意見がしっかり反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは極めて問題で、地方創生や安心安全な国づくりにも逆行するものである。

よって、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度となるよう、国に対して働きかけること。

(2) 期日前投票所の弾力的な運用

期日前投票所の開設に当たっては、期日前投票管理者、投票立会人の拘束時間が長時間であるため、高齢化している町村では、人員確保に苦慮している。また、人口の少ない町村においては、18時以降の期日前投票者の数は極端に少ない。

よって、期日前投票所の開閉時間については、その開設数に関わらず短縮できるようにすること。

7. 過疎対策事業の円滑な推進について

(1) 過疎対策事業債の拡充

過疎対策事業債については、過疎市町村数が増加したこと、過疎計画に基づく事業の本格化、更には物価高騰等により建設事業費が上昇している状況を踏まえ、引き続き過疎対策事業が着実に実施できるよう、増額を図るとともに各種支援制度の拡充を図るよう国に対して働きかけること。

特に、ソフト分については、過疎市町村が持続的発展を図るために必要

であり、かつ地域の再生・活性化に有効であるため、計画的に事業実施出来るよう、限度額を引き上げるとともに、必要額の確保に努めること。

(2) 過疎地におけるガソリンスタンドの維持・確保対策

ガソリンスタンドは、自家用車や農業用機械への給油のほか、高齢者宅等への灯油配送など生活に不可欠な役割を担っており、地域の燃料供給体制を維持・確保していく必要がある。

また、令和5年度に創設された県の「ガソリンスタンド存続のための改修費支援制度」においては、支援対象が旧町村単位とされているが、過疎地のガソリンスタンドは必ずしも旧町村単位に存在するものではないため支援対象については、少なくとも「小さな拠点づくり」のエリア（公民館エリア単位）と整合するように見直すとともに、限度額の要件を撤廃し、全面的な支援を行うこと。

8. 離島、中山間地域における医療体制等の確保について

次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) 感染症対策の充実強化等

- ①新型コロナウイルス感染症は、5類移行後も依然として流行の波を繰り返している。国民が引き続き適切な感染予防対策が取れるよう、重症化率や死亡率等感染の実態が分かる情報をきめ細やかに提供すること。
- ②中山間地域・離島等医療資源が限られた町村において、医療提供体制を確保するため、地域ごとの医療体制等を踏まえ、医療従事者の派遣や病床確保等、国・県の連携による広域的な支援体制を充実強化すること。
- ③新型コロナウイルスワクチン接種については、住民の自己負担額が過大となることで接種控えが生じないよう、引き続き接種費用の助成を継続するよう国に働きかけること。

(2) 医療体制の確保対策

- ①地域医療構想に基づき、在宅医療や介護施設の整備状況など離島・中山間地域の実情を踏まえた医療提供体制を構築すること。
- ②医師の働き方改革による救急医療の縮小や大学病院等からの医師派遣の引き上げ等が、地域医療の崩壊を招かないよう、地域医療の実態を踏まえて取り組むとともに、必要な支援を行うこと。
- ③医師不足、看護職員不足等により公立・公的病院の経営は極めて厳しいことから、こうした医療機関に対する財政支援措置を充実強化

すること。

(3)医療従事者等の確保対策

- ①医療機関で必要な医師の総数を確保するとともに、医師や診療科の地域的偏在を解消できるような効果的な医師確保対策を早急に構築・実施すること。
- ②自治医科大学卒業医が義務年限終了後も県内に定着するよう、待遇改善など効果的な施策を講じること。
- ③中長期的な医師確保対策として、地方大学の医師養成数を増員すること。
また、大学では医師不足地域での勤務を義務づける入学枠を確保すること。
- ④看護師、助産師等の看護職員不足を解消するため、県内の看護職員養成機関における地域推薦枠の拡大や就学資金の充実、就労環境の整備や復職への支援などを促進すること。
また、薬剤師についても、人材確保に苦慮している県内町村の実情を踏まえ、必要な支援を行うこと。
- ⑤離島・中山間地域での勤務希望を持つ医療従事者等に対し、地域の生活情報の提供や現地体験をしてもらうための経費を助成すること。

9. 国民健康保険の安定運営の確保について

次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1)国保改革にあたっての課題解決

- ①新制度移行後の国保の安定的な運営を確保するため、毎年の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や加入者の動向などを踏まえ、町村の実情に応じた財政支援策を講じるなど、国保の財政基盤の強化を図ること。
- ②都道府県が行う国民健康保険の実施にあたっては、県と町村との役割を明確にするとともに、かえって事務負担が増加することがないよう、事務の広域化・効率化については、町村と十分協議すること。
- ③国保総合システムの開発や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないよう、国の責任において財政措置を講じること。
- ④保険料水準の平準化や保険料算定方式の統一への取組みは、町村の意見をよく聞いて実施すること。
- ⑤地方公共団体が独自に行う医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置について、令和6年度から子どもに係る減額

調整措置は廃止されることとなったが、重度心身障がい者やひとり親家庭等への医療費助成に対する減額調整措置についても廃止すること。

- ⑥未就学児に係る均等割保険料の軽減措置については、子育て支援の観点からその対象年齢及び軽減割合の更なる拡充を図るとともに、町村の減収分について必要な財政措置を講じること。

10. 福祉施策の推進について

(1) 離島・中山間地域における介護保険制度の充実

①介護給付費の増加による被保険者の保険料の更なる高騰が懸念されることから、将来にわたり安定的な制度とするため、財源確保と持続可能な介護保険制度の確立を図るよう国に働きかけること。また、現行の国庫負担割合の見直しを行い、被保険者の負担軽減を図るよう国に求めること。

②離島・中山間地域において、在宅サービス等を実施する訪問介護事業者が安定した経営を継続できるよう、地理的な条件による実態が十分反映されていない介護保険の特別地域加算について、その対象地域を拡大するとともに加算率を引き上げること。

また、次期報酬改定を待つまでの間においても、移動時間やガソリン代高騰により割高となっている経費について、別途、新たな支援措置を講じること。

更に、これらを含め過疎地域での介護事業者の経営安定化や、多様な人材の確保・育成及び離職防止・定着促進等総合的な対策を強力に進めるよう国に働きかけること。

(2) 中等度の加齢性難聴者への補聴器購入費補助制度の創設

補聴器価格は非常に高額であり、日常生活に支障のある中等度の加齢性難聴者に対しても、生活の質の維持や認知症予防の観点から、障害者総合支援法の補装具支給制度に準じた補助制度を創設するよう国に働きかけること。

11. 農林水産業施策の推進について

本県の農山漁村は、就業人口の減少や高齢化による地域の衰退等厳しい現状にあるが、食料の生産や国土の保全等の多面的機能の発揮等、農山漁村の再生と振興は極めて重要な課題である。

各種の農林水産業施策の実施にあたっては、地域の実態を踏まえるとともに、農山漁村の持続的な発展に向け、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1)食料の安定供給の確保

国際情勢の悪化等に伴い穀物価格の高止まりや需給の逼迫等が懸念されており、食糧安全保障の観点から食糧自給率の向上、農林漁業の生産力強化、農山村の活性化に向け、将来を見据えた万全の対策を講じること。

(2)農林漁業従事者の収入確保等

①農林漁業者は、国産農林水産物の需要の落ち込み、価格下落に加え燃油や資材価格、飼料・肥料の急激な高騰により、大幅な収入減となっていることから、販売促進や需要喚起に係る支援、価格安定対策の拡充、更には積極的な収益補填対策を行うこと。

また、労働力の確保、次期作に必要な種子・種苗、生産資材等の安定供給や情報提供の強化など、農林漁業者が安心して生産活動を行い、経営を継続できるよう、万全の対策を講じること。

②中山間地域の小規模農家所得の維持向上と規格外農産物の有効利用、国産野菜の消費拡大を推進する観点から、2021年に改正された食品衛生法の営業許可制や施設基準の見直しを行うこと。

(3)国際農業交渉に関する適切な対応

CPTTP、日EU・EPA及び日米貿易協定等に関しては、国内農業への影響を十分精査し、丁寧な情報提供に努めるとともに、影響を受ける農産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産基盤の強化と経営安定に向けた支援を着実に実施すること。

(4)日本型直接支払制度

①日本型直接支払制度の各事業の実施に当たっては、農業・農村を支える人材の確保及び事務負担の軽減を図るとともに、地域の実情に応じた交付単価の見直しを行うなど、安定的に制度を運営できるよう支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。

②中山間地域等直接支払制度の加算措置については、推奨されている「中山間地農業推進対策等」への制度間移行において、地域内での話し合い等の時間が必要であるため、こうした地域事情に十分配慮するとともに、次期対策の制度設計に関する情報提供など円滑な移行に必要な支援を行うこと。

③中山間地域直接支払制度の「棚田地域振興活動加算」の超急傾斜地単価については、農地保全活動に加えて高度な取組が求められるため、農家にとって取り組みにくい面がある。
このため、活用事例や取組活動事例の具体的なイメージが共有できるようセミナー等を開催すること。また、第6期対策の制度設計に向け

て、農業者にも分かりやすい簡素で効果的な加算措置となるよう、改善すること。

(5) 新たな森林管理システムへの支援

令和元年度に設立された「森林経営推進センター」の運営に対する財政的支援を今後も継続するとともに市町村職員に対する研修、情報提供など県による指導・支援の充実・強化に努めること。

(6) 水産業の振興対策

- ①年ごとに進みつつある磯焼けについて、徹底した原因の究明を図るとともに、その対策について、国及び県において早急に取り組むこと。
- ②沿岸漁業の振興や新規漁業者の就業促進のため、各地域での生産の柱となる高級魚介類の種苗生産・放流に、国及び県において積極的に取り組むこと。
- ③漁港に放置されているFRP漁船については、環境への悪影響とともに、操業への支障や災害等を誘発する可能性が高いため、国及び県において、実態把握に努め、処理費用に対する補助制度の創設など処理対策を早急に実施すること。

12. 有害鳥獣対策の推進について

鳥獣保護法に基づく「第12次鳥獣保護管理事業計画」の着実な実施を通じ、次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) ツキノワグマ対策の強化

- ①第5期特定鳥獣保護計画(ツキノワグマ)の運用にあたっては、住民の安心・安全の確保を最優先し、大量出沒や人身被害が発生した際には、町村と連携して捕獲や被害防止対策、被害防止のための普及啓発等の対応を速やかに行うこと。
- ②引き続きツキノワグマの生息調査を実施し、生息の実態を明らかにするとともに、大量出沒が発生しないように配慮した頭数管理を行っていくこと。

(2) 野生鳥獣被害対策の充実

- ①鳥獣被害防止総合対策交付金の拡充等必要な財源を確保するとともに、狩猟者が高齢化で減少していることから、狩猟者の負担軽減を図るため、狩猟免許更新費用の支援など担い手の育成・確保に向けた支援の拡充・強化を図ること。
- ②有害鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、数字に

現れる以上に深刻な影響を及ぼしており、町村にとっても当面の重要課題である。しかしながら、問題への対応は、小規模町村では技術面や人材面から困難な取組課題である。

については、被害対策での専門人材の確保・育成に向け、国等による研修カリキュラムの提供や、市町村職員に対する研修、情報提供など、県による更なる人的・技術的支援体制の充実・強化に努めること。

- ③ジビエを農山村の所得を生み出す地域資源とするため、処理加工施設の整備や関係事業者の連携促進等を図るなど、ジビエ利用拡大に向けた取り組みを支援すること。

また、処理対象獣種に疫病がした際には、ジビエ利用について大きな規制があるため、農業共済制度のような所得補償の仕組みが不可欠である。ハード・ソフト両面からの支援策を充実させること。

13. 高速道路等の整備促進及び社会資本の整備・老朽化対策の推進について

次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) 山陰道の早期完成と新たな道路網構想

救急医療、災害対策、地域の活性化を図るため、高速道路網の整備は本県にとって最重要課題である。

しかし、山陰道については、東西に長い本県の幹線道路でありながら、未着手事業化区間や未開通区間が残されており、救急搬送や観光振興などに支障をきたしている。

については、国の責任において山陰道の整備のスピードを早め、1日も早い完成を図るとともに、完成後の山陰道を利用した県西部の山陰と山陽とを結ぶ道路網構想を着実に進めること。

(2) 道路整備に必要な予算総額の確保

近年の島根県に配分される国庫道路事業予算額は、必要額を確保できておらず、新規事業はもとより、既存事業についても計画的に進捗しない状況となっている。骨格幹線道路に限らず地域に必要な生活関連道路整備が今後とも着実に進められるよう、必要な予算額を確保すること。

(3) 社会資本の老朽化対策の推進

防災・減災に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進すること。とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検については、町村では技術系職員が不足しており、引き続き、国や県による技術的支援や財政措置を充実

強化すること。

(4)道路の安全対策の推進

地域の安全・安心の観点から、緊急活動に支障を来すような狭小道路の拡幅整備や生活道路網の新設整備、安全な通学路の整備、落石・崩壊防止対策等を含めた道路の維持、修繕、改良を行えるよう必要な財政措置を講じること。

(5)汚水処理施設の整備促進

社会資本整備総合交付金(下水道未普及対策事業)について、今後の未普及地域の整備に必要な予算を確実に措置し、必要とする自治体に十分な配分を行うとともに、令和8年度末までの汚水処理施設の概成を目指す中期計画の期間以降についても必要な支援を継続するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

また、下水道施設の改築・更新、老朽化対策等に係る国庫支援を堅持するとともに、十分な予算措置を講じること。

14. 空き家対策への総合的な取組みについて

本県は、いわゆる管理が放棄されている空き家率が高い水準にあり、とりわけ離島・中山間地域ではその比率が高く、これらの空き家の放置による防災、防犯上の問題発生や、一方ではその利活用がなかなか進まないなど、地域での喫緊の課題となっている。

このため、次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1)財政措置の充実強化

町村が、空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、「島根県老朽危険空き家除却支援事業」など必要な財政支援措置を充実・強化すること。

(2)空き家の有効活用等の推進

町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、家屋の所有者に関する福祉関連情報の活用、緊急安全措置(即時強制)の規定整備、借地上にある空き家対策など、町村において、より一層空き家の有効活用等が推進されるよう、町村の意見を十分に反映すること。

また、危険空き家等の判定に要する専門知識習得のための研修会実施や実地指導など町村職員のスキルアップに向けた人的支援を行うこと。

15. 竹島の領土権の早期確立・日韓新漁業協定の実効確保等について

次の事項が実現するよう、県が国に対して強力に働きかけることを要望する。

(1) 竹島の領土権の早期確立

- ①韓国政府に対し、不法占拠を既成事実化する諸活動を中止するよう強く申し入れるなど、竹島問題解決に向けて国として毅然として取り組むこと。
- ②国において、竹島問題に関する調査研究及び広報啓発活動を充実強化すること。
- ③北方領土対策と同様に、国の啓発施設として「竹島漁撈歴史記念館」を隠岐の島町に設置すること。

(2) 日韓新漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化

平成11年1月の日韓新漁業協定以降、本県沖合に広大な暫定水域が設定されたが、この暫定水域での実効ある資源管理方策が合意されていないばかりか、韓国側は我が国の排他的経済水域内で違反操業等を繰り返し、本県漁業に大きな影響を与えている。

このため、国においては、日韓新漁業協定の実効性確保と監視取締体制の充実強化を図ること。

16. 離島への支援について

隠岐諸島は、有人国境離島として、我が国の国境管理や安全保障、海洋資源の確保など国家的な役割を担っており、国における特別な支援が必要であることから、次の事項が実現するよう、県が国に対して強力に働きかけることを要望する。

(1) 離島振興に向けた特別措置の拡充

- ①令和5年4月1日に施行された「離島振興法の一部を改正する法律」に基づき、離島振興法の期限が10年間延長されるとともに、『離島に対する配慮規定』等が充実されたが、その趣旨を踏まえ積極的に離島振興が図られるよう所要の財政措置を講じること。
- ②現在、国が推進している上下水道事業の経営改善を目的とした広域化及び、施設の老朽化対策について、本土の事業者より経済的負担が大きい離島の事業者に対して、財政措置の充実強化を図ること。
- ③改正離島振興法においては、特別の配慮規定として「離島航路に供される船舶の更新」が追加された。隠岐航路の船舶はいずれも老朽化し、耐用年数を大幅に超えて運航しており更新を迫られている。については、島民生活の生命線である隠岐航路を維持するため、多額

の更新費用に対する財政支援を行うこと。

- ④改正離島振興法において、離島の果たすべき役割に「多様な再生可能エネルギーの導入及び活用」が追加された。しかしながら、本土と比較して整備費用が割高になるにもかかわらず、売電価格は本土と同額であるなど、採算性の確保が困難で導入が進まない。については、離島における再生可能エネルギーの導入費用及び運営費用について、実態に応じた財政支援を行うこと。

(2) 有人国境離島に対する特別な支援

- ①「有人国境離島法」によって離島航路の維持と更なる地域活性化を推進していくため、島民だけに限らず、観光客等すべての利用者が航路運賃の割引対象となるよう制度の拡充を図ること。
- ②輸送コストがかかるのため、本土よりも2割程度高い島内の物価水準を考慮し、ガソリン以外の燃料類や、生活物資、事業活動物資、産業廃棄物の輸送費など、支援の対象を拡大すること。
- ③農業用機械導入などの各種補助事業の採択にあたっては、本土から遠隔地に位置する国境離島ほど、事業費が割高になるため、有人国境離島地域の実情を反映した評価項目を追加するなど、採択要件の緩和措置等を検討すること。
- ④有人国境離島では、周辺海域からの漂流物に危険を伴うものもあり、そこで暮らす住民にとっては、大きな問題であり、不安と恐怖に怯えることもある。
国の責任において、我が国の領海・領空の安全確保と周辺海域の警戒監視活動を強化するとともに、その体制強化を図ること。

(3) 隠岐ユネスコ世界ジオパークに対する支援

ジオパークの知名度向上に向け、国として一体的な支援・推進体制を構築するとともに、関係自治体のジオパークに関連する取組みに対し積極的な支援を行うこと。

17. 海岸漂着ゴミ対策の充実強化について

次の事項が実現するよう、県が国に対して強力に働きかけることを要望する。

(1) 海岸漂着物対策推進のための財政措置の恒久化

- ①海岸漂着物対策を推進するため、海岸漂着物等地域対策推進事業の事業費を確保するとともに、地方の財政負担が生じないよう必要な措置を講ずること。
- ②海岸漂着物対策を推進するための財政支援措置を含め、総合的な

支援対策の実施に必要な法制を速やかに整備すること。

(2)対岸諸国からの漂着ゴミに関する国家間協議の推進

日本海沿岸には、対岸諸国由来と推定される医療廃棄物や漁具・ポリタンクなどの漂着ゴミが大量かつ広範囲に漂着し、沿岸の市町村、都道府県のみで処理することは、もはや限界に達している。

このため、国は、外交ルートを通じて、対岸諸国に対して原因究明とその防止策、監視体制の強化など適切な働きかけを行うこと。

18. 米軍機による低空飛行及び空中給油訓練の中止等について

住民が生活している地域において、米軍機の低空飛行訓練による騒音被害が発生している中で、地域住民の安全・安心、平穏な日常生活を脅かすことがないよう次の事項については、県が国に対して他県と連携するなど、より一層強力に働きかけることを要望する。

(1)関係機関への中止等要請

- ①住民が居住する地域において、米軍機による低空飛行訓練や陸地上空での空中給油訓練が行われないう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。
- ②新たな機種、飛行ルートなどによる新たな飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることのないよう、迅速かつ強力に対応すること。

(2)国による実態把握と実態の伝達

- ①低空飛行訓練による住民からの苦情が多い地域へ更に騒音測定器を設置するなど、実態調査を実施し、客観的なデータをもって低空飛行訓練の実態を明らかにすること。
- ②実態調査を速やかに行うため、地方公共団体がやむを得ず騒音測定機器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。
- ③現在実施されている低空飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、調査によって得られた客観的なデータ、住民からの苦情や関係自治体からの要請内容などを米国側に具体的に伝え、訓練内容について改善を求めること。

(3)住民負担の軽減

- ①住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、低空飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。

- ②低空飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するため、学校等の防音対策などの必要な措置を速やかに講じるとともに、訓練空域の実態に応じた新たな財源措置を講じること。

19. エネルギー対策の推進について

2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルが実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることがを要望する。

(1) 安定的なエネルギー需給構造の確立

徹底した省エネルギー社会の実現、再生可能エネルギーの導入拡大、各電源の安定的な発電及び蓄電効率の向上、さらには「水素やメタンハイドレート等」の新型資源の開発促進等により安定的なエネルギー需給構造を確立すること。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進と地産地消型エネルギーシステムの構築

- ①令和3年3月に改定された「島根県再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」に基づき、小水力、バイオマス、太陽光、風力など多様な地域資源を活用した地産地消型エネルギーシステムの構築を加速させ、災害時のエネルギー確保にも対応可能な自立・地域分散型のエネルギー供給体制を推進すること。
- ②太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギー施設の立地事業者に対し、地元自治体との協議を認定手続に位置づける等、不適切事例の発生防止を図り、また、地域における環境保全・防災の観点から、保安規定の届出など、地域の実情に配慮した事業実施が徹底されるような法整備を国に働きかけること。
- ③県内に資源の多い木質バイオマスについては、熱供給(コージェネレーション)の観点からも利用促進が図られるよう十分な財政支援制度を設けること。

(3) 水力発電施設周辺地域交付金制度の充実

水力発電施設周辺地域交付金を法律に基づく恒久的な措置とするとともに、最低補償額の引き上げを図るよう国に対し働きかけること。

20. 教育環境の充実について

次の事項が実現するよう、国及び県において適切な措置を講じることを要望する。

(1) 教育魅力化推進事業の推進等

県内町村では、県の「高校魅力化人づくり推進事業」による支援と、それぞれの高校及び地元町村による積極的な取組により、県外から多くの生徒が「しまね留学」するなど、生徒の確保や地域の活性化に大きな成果が挙げられている。

今後、こうした取組をより一層充実・拡大させていくため、次の対策を講じること。

- ① 高等学校と地域の連携・共同体制の一層の充実を図るため、両者をつなぐ教員以外の専門的なスキルを持つコーディネーターの適切な配置を行うとともに、安定的な財政支援の継続を国に働きかけること。

また、必要な能力を備えたコーディネーターの養成や育成など、地域振興の核となる高校の機能強化に向けた県の支援体制を充実強化すること。

更には、中山間地域・離島留学の取組を通じて、高校と小中学校との連携強化を図る必要があるため、町村教育委員会へのコーディネーター配置について財政支援を行うこと。

- ② しまね留学により、寮が不足している県立高校については、早急に寮の整備、拡充を行うこと。

また、生活スタイルの変化に対して、厨房スペースや水回り設備、収納等が不足してきているため、対策を講じること。

- ③ しまね留学の受入に当たり、町村が整備した公共的施設を寄宿舍として活用する場合や、古民家や空き家等の地域資源を活用して共同下宿を整備した場合の運営費については、引き続き十分な財政支援を行うこと。

また、更なる支援の拡充が出来るよう財政支援を国に働きかけること。

(2) 島留学・山村留学等への支援

島留学・山村留学は、学校教育や生涯学習の視点から意義あるものであるとともに、地方と都市との交流促進にも結びつくことから、離島・中山間地域の振興策の一つである。

こうした教育移住の流れを加速する島留学・山村留学を推進するため、受け入れ環境の整備及び教育環境の充実に対する財政的な支援などを継続すること。

(3) 教員の安定的確保と適正な教員配置

少人数学級を計画的に進めて行くに当たっては、町村の意見を十分に踏まえ、地域の実情に応じた教職員の確保・質の向上を図ること。その際、少人数指導、専科指導、生徒指導などを担う加配教員を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。

また、小規模校における事務職員、養護教諭などの配置基準の充実を国に働きかけること。

(4) 小中学校における英語教育の充実

新学習指導要領に基づき正式に「教科」となった英語教育について、小規模校のために英語専科教員が配置されない場合には、地域によって英語教育の質に差が生じることが懸念される。

小規模校が多い離島・中山間地域の学校においても、充実した英語教育が行えるよう、加配教員の増員や配置基準の緩和など、必要な体制整備を国に対し強く働きかけること。

(5) 教員の働き方改革の推進

多忙を極める教育現場において、スクールサポートスタッフ配置事業は大変有難い制度であるが、補助率〔国1/3、県2/3〕としながら、時間単価が上限1,000円とされている。昨今の物価高を踏まえると、人材の確保が非常に困難な状況であるため、補助金の上限単価の改善を図るよう国に働きかけること。

(6) 学習環境・指導環境の整備

児童生徒の学びを保障し、ICTを活用した教育が推進できるよう、小中学校における校内通信ネットワークや1人1台端末の整備(GIGAスクール構想)に係る財政措置を継続・拡充するとともに、維持・更新の費用、町村が負担するモバイルWi-Fiルーターの通信料等についての支援を国に働きかけること。

また、ICT支援員等の人的配置に対する財政措置の拡充を国に働きかけること。

(7) スポーツ・文化活動の振興

① 中学校における部活動については、専門性や資質を有する教員を含め指導者の人材確保や部活動に必要な施設整備が図られるよう財政的支援措置を適切に講じるとともに、指導者等の育成を推進すること。

② 学校部活動の在り方等の検討については、指導者の確保が困難など各地域の実情や課題等について、国の実証事業などを踏まえ十分に

検証を行うとともに、どの地域においても部活動が円滑に実施できる生徒の立場に立った制度設計を行うこと。

- ③2030年に本県で開催される第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会の実施に当たっては、会場となる町村の競技施設改修や競技用具の整備に係る十分な財政支援を行うこと。また、競技運営の方法に関しても町村には十分なノウハウが備わっていないため、きめ細やかな情報提供や競技団体等と綿密な連携を図れるよう支援を行うこと。

(8)文化財保存活用財源の確保

各町村にある指定等文化財を保存し活用することは、ふるさと教育や地域振興の基盤となる取組である。ついては、文化財の保存活用事業が計画的に進められるよう、国および県において予算規模の拡大とともに補助率の拡充を図ること。



(吉賀町：大井谷 春の棚田)



(飯南町：志津見ダム ポピー祭り)